海外預り金勘定に対する入金に関する規則

（趣　旨）

第１条　この規則は、当座勘定（同時決済口）以外の当座勘定（以下「当座勘定」という。）における取引のうち、当座勘定から引落した資金の日本銀行が外国の中央銀行もしくはこれに準ずる者または国際機関（以下「外国中央銀行等」という。）のために開設する本邦通貨建ての預り金勘定（以下「海外預り金勘定」という。）に対する入金に関する基本的な事項を定める。

（引落入金依頼の方法）

第２条　日本銀行との間で当座勘定における取引を行う先（以下「取引先」という。）は、勘定店（当座勘定規定第１条の２に規定する「勘定店」をいう。以下同じ。）に、一定の金額を自己の当座勘定から引落し、これを海外預り金勘定に入金することを依頼すること（以下「引落入金依頼」という。）ができる。

２．前項の引落入金依頼は、第９条第１項に規定する場合を除き、勘定店宛小切手および海外預り金勘定に対する入金の依頼の書面（以下「入金依頼書」という。）により行うものとする。

３．引落入金依頼は、取消すことができない。

（入金依頼書）

第３条　取引先は、入金依頼書を作成するにあたっては、勘定店が交付する用紙を使用するものとする。ただし、日本銀行が特に認める場合には、この限りでない。

２．日本銀行は、取引先から入金依頼書の用紙の請求があった場合には、必要と認める枚数を交付する。

（入金依頼書の金額）

第４条　日本銀行は、入金依頼書の金額欄に記載された金額により、海外預り金勘定に対する入金を行う。

２．入金依頼書の金額欄に記載する金額は、第２条第２項に規定する勘定店宛小切手に記載された金額と同額でなければならない。

（海外預り金勘定に対する入金を行う時期）

第５条　日本銀行は、取引先から引落入金依頼を受けた場合には、遅滞なく当該取引先の当座勘定を引落し、これにより海外預り金勘定に対する入金を行う。

（海外預り金勘定に対する入金の義務を負わない場合）

第６条　日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、海外預り金勘定に対する入金の義務を負わない。

（１）取引先が、第３条第１項の規定に違反したとき。

（２）取引先が、第４条第２項の規定に違反したとき。

（３）取引先が、当座勘定規定第１８条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

（入金に関する事項の通知の依頼）

第７条　取引先は、第２条第１項の規定により引落入金依頼を行う場合には、勘定店に、入金が行われる海外預り金勘定の名義人である外国中央銀行等に対して当該入金に関する事項を通知することを、併せて依頼することができる。

２．前項の規定による依頼は、第９条第１項に規定する場合を除き、入金依頼書に当該事項を記載することにより行うものとする。

３．取引先は、第１項の規定による通知の依頼の内容を訂正する場合には、日本銀行が定める書面により行うものとする。

（振込の委託）

第８条　取引先は、第２条第１項の規定により引落入金依頼を行う場合には、勘定店に対して振込（日本銀行が海外預り金勘定に入金した資金を、当該海外預り金勘定の名義人である外国中央銀行等が開設する最終的に資金を受取る者（以下「最終資金受取人」という。）を名義人とする預金口座（以下「最終資金受取人口座」という。）に入金することをいう。以下同じ。）を併せて委託することができる。

２．前項の規定による振込の委託は、第９条第１項に規定する場合を除き、入金依頼書に振込に関する事項を記載することにより行うものとする。

３．取引先は、第１項の規定による振込の委託の内容を訂正する場合には、日本銀行が定める書面により日本銀行が定める時刻までに行うものとする。

（日銀ネットを利用して行う引落入金依頼等）

第９条　日本銀行本店との間で日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用して当座勘定取引を行う取引先（以下「当座勘定本店オンライン取引先」という。）は、引落入金依頼等（引落入金依頼またはこれと併せて行う第７条第１項の規定による依頼もしくは第８条第１項の規定による振込の委託をいう。以下同じ。）を行う場合には、日銀ネットを利用するものとする。この場合において、引落入金依頼等は、日本銀行が定める時刻までに行うものとする。

２．前項による振込の委託は、次の各号に掲げる事項が記載された電文を日銀ネットにより送信することにより行う。

（１）最終資金受取人の名称等

（２）最終資金受取人口座に対する入金を行う外国中央銀行等を特定する日本銀行が別に定めるコード等

（３）振込の金額

（４）その他日本銀行が別に定める事項

３．日本銀行が前項に規定する電文を受信した場合には、その受信の時に、当該電文を送信した当座勘定本店オンライン取引先は日本銀行に振込を委託し、日本銀行はこれを承諾したものとみなす。

（振込の委任の解除）

第１０条　日本銀行は、第８条第１項の規定により振込の委託を受けた場合において、外国中央銀行等に最終資金受取人口座が開設されていないことその他の理由により振込を処理し難いときは、振込の委任を解除することができる。

（振込金の返還）

第１１条　日本銀行は、前条の規定により振込の委任を解除した場合には、外国中央銀行等からの依頼に基づき、引落入金依頼により海外預り金勘定に入金した金額相当の資金を当該海外預り金勘定から引落し、当該引落入金依頼を行った取引先の当座勘定に当該資金を入金する。

（振込に関する報酬または費用請求権）

第１２条　日本銀行は、第８条第１項の規定により振込の委託を受けた場合において、外国中央銀行等から振込に関する報酬または費用の請求を受けたときは、当該報酬または費用相当の金額を、振込を委託した取引先に対して請求することができる。

（免　責）

第１３条　日本銀行が相当の注意をもってその受付けた入金依頼書の印影または署名を当座勘定規定第１１条の規定により日本銀行との間で当座勘定取引に関する約定を結んだ者（以下「取引金融機関」という。）が届出た印鑑または署名鑑と相違ないものとして認めた場合には、その届出にかかる取引先が当該入金依頼書により海外預り金勘定に対する入金を依頼したものとみなす。

２．前項の場合において、日本銀行は、当該入金依頼書について偽造、変造その他の事故があったために生じた損害については、責任を負わない。

３．日本銀行は、取引金融機関がこの規則または当座勘定規定第１８条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したために生じた損害については、責任を負わない。

（規則の改正）

第１４条　日本銀行は、海外預り金勘定に対する入金の適切な運用を確保するため、必要と認める場合には、この規則を改正することができる。

（準拠法および合意管轄）

第１５条　この規則およびこの規則に基づく権利義務についての準拠法は日本法とする。

２．この規則およびこの規則に基づく権利義務について紛議を生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、日本銀行は、管轄が認められる日本国外の裁判所において取引金融機関に対し訴訟を提起することを妨げられない。